



「愛南町えひめ版応援金（第2弾）」 ～愛媛県との連携事業～



新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の経営への影響が長期間化していることから、さらなる感染防止対策の徹底と事業の継続に向けた取り組みを支援します。

申請受付期間は、10月6日(水)～12月28日(火)です。

- (注) ① 国の「6月～9月を対象月とする月次支援金」および
② 「6月～9月の飲食店の時短営業に対する協力金」を受給した方は、対象外です。

<p>対象者 ・ 主な要件</p>	<p>ア 令和3年9月1日(水)において、町内に本社(法人)または住所(個人事業主)を有すること イ 今年6月～9月のうち、前年または前々年の「同月と比較して<u>30%以上</u>」または「連続2カ月それぞれで比較して<u>15%以上</u>」の売上減少月があること ウ <u>比較する月を含む</u> 税申告書類により、年間の売上(給付金、雑収入等除く)が法人で240万円以上、個人事業者で120万円以上(※または120万円未満で、『事業収入』>『他の収入の合計』)であること エ 売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響によること ※具体的に、新型コロナの影響を受けた理由を申告していただきます。 オ 事業継続の意思があること カ 業種別ガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染防止に取り組むこと</p>
<p>交付額</p>	<p><u>20万円</u> (法人・個人事業主同額) (注) ただし、<u>要件ウ※</u>の場合は、<u>10万円</u></p>
<p>提出書類</p>	<p>① えひめ版応援金(第2弾)交付申請書兼請求書(様式1号) ② 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式2号) ③ 申請理由申告書(様式3号) ④ 本人確認書類の写し(運転免許証等) ⑤ 売上減少月の売上台帳等の写し(ただし、<u>白色申告</u>の場合は比較する月の売上台帳等も必要) ⑥ 売上減少月と <u>比較する月を含む</u> 税申告書類の写し</p>

【申請窓口・問い合わせ】
商工観光課 電話:72-7315



愛南町
ホーム
ページ